

入札説明書

令和7年5月1日に公告した下記案件の制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行ってください。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 那覇市議会議員一般選挙用投票用紙の作製
- (2) 数 量 : 投票用紙（一般用） 234,000枚
投票用紙（点字用） 500枚
- (3) 納入場所 : 那覇市役所本庁舎12階選挙管理委員会事務局
- (4) 仕 様 : 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 納入期限 : 令和7年6月13日（金）

仕様書については、令和7年5月1日（木）から令和7年5月9日（金）まで（ただし、閉庁日は除く。）の午前9時から午後5時までの間、那覇市選挙管理委員会事務局において交付します。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿にて、業種が「02 普通印刷」及び「03 特殊印刷」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 入札公告日から開札日までの間に、本市から那覇市物品購入等競争入札取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所の所在があること。

3 本件入札等に関する質問及び回答

本件入札等に関し質問がある場合は以下の要領にて質問を行うことができます。

- (1) 提出書類 : 質問疑義照会書(様式1)
- (2) 質問期限 : 令和7年5月9日(金)午後5時00分
- (3) 質問方法 : (1)に掲げる提出書類を作成し、電子メールで提出すること。送信後は必ず確認の電話をすること。
- (4) 提出先 : 「10 問合せ先及び提出先」のとおり。
- (5) 回答 : 令和7年5月12日(月)までに、那覇市ホームページに質問及び回答を掲載する。

4 入札参加資格の確認申請

「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる入札参加資格の有無についての確認を行いますので、本件入札への参加希望者は、以下の要領にて確認申請を行ってください。

- (1) 提出書類
 - ① 競争入札参加資格確認申請書(様式3)
 - ② 「本店、支店又は営業拠点所在地証明資料」
 - ※ 様式はありませんので、本店、支店又は営業拠点が沖縄県内にあることを示す資料を添付すること。令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿にて地区が「市内」、「準市内」、「県内」にて登録されている場合は不要です。
- (2) 提出期限 : 令和7年5月13日(火)午後5時00分
- (3) 提出方法 : (1)に掲げる提出書類を作成、準備し、郵送又は電子メールにて提出すること。
郵送で提出する場合は、提出期限必着とすること。
電子メールで提出する場合は、送信後、必ず確認の電話をすること。
- (4) 提出先 : 「10 問合せ先及び提出先」のとおり。
- (5) 回答

入札参加資格の確認結果については、各申請者に「競争入札参加資格認定通知書」、又は「競争入札参加資格不認定通知書」を令和7年5月14日(水)までにFAX又は電子メールにて通知します。 ※原本は別途お渡しします。
- (6) その他
 - ① 申請書を提出期限までに提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加できません。
 - ② 入札参加資格があると認められた者であっても、確認結果の通知後に入札資格を欠く事項等が判明した場合は、その確認結果を取り消します。
 - ③ 提出書類の作成、提出に係る費用は、申請者が負担してください。
 - ④ 提出された書類は、入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しません。
 - ⑤ 提出された書類は返却しません。
 - ⑥ 提出期限後における提出書類の差し替え、再提出は認めません。

5 入札及び開札

- (1) 入札の日時 : 令和 7 年 5 月 16 日 (金) 午後 3 時
- (2) 入札の場所 : 那覇市役所本庁舎 12 階 会議室 1201A
- (3) 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により、納付を免除します。

(4) 入札

- ① 入札参加者は、仕様書等を熟読のうえ、入札しなければなりません。
- ② 入札参加者は、所定の「入札書」(様式 5) に必要事項を記入し、記名押印するものとします。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出してください。押印は、代表者の印鑑登録届出印(那覇市法制契約課にて届出した印鑑)を使用してください。
- ③ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。
- ④ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、所定の「委任状」(様式 6) に必要事項を記入し、当該入札執行前に入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。委任状には、印鑑登録届出印(那覇市法制契約課にて届出した印鑑)と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ⑤ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑥ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- ⑦ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってははいけません。
- ⑧ 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはいけません。
- ⑨ 郵送による入札は認めません。
- ⑩ 入札執行回数は、3 回(初度の入札を含む)までとします。

(5) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(6) 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 委任状を持参しない代理人がした入札
- ③ 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- ④ 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- ⑤ 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理をしてなした入札

- ⑥ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑦ 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- ⑧ 入札書に記名押印を欠いた入札
- ⑨ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- ⑩ 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- ⑪ 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- ⑫ 再度入札（２回目・３回目の入札）の前の入札に参加の者がした入札
- ⑬ 郵送による入札
- ⑭ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 再度入札

開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。予め所定の入札書を複写しご準備ください。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。

(8) 落札者の決定

- ① 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としします。
- ② 落札となるべき同価格で入札した者が２人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじを引くことを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その他の者のうち、最低金額をもって入札した者を落札者とすることができます。

(9) 入札結果の公表

落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(10) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(11) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

6 落札決定の取消

落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

7 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 3 号により、納付を免除します。

8 入札説明会

入札説明会は実施しない。

9 その他

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内（土日祝日を除く）に契約に必要な関係書類等を提出しなければなりません。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。
- (4) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことがあります。

10 問合せ先及び提出先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
那覇市 選挙管理委員会事務局
担当：伊集・親泊
電話：098-951-3215 FAX：098-951-3216
E-Mail：l-senkan001@city.naha.lg.jp